

草加市資金管理及び運用方針（令和5年9月変更）

令和5年9月21日 市長決裁

1 目的

本方針は、草加市が管理する資金について、金融業界を取り巻く環境が大きく変化している現在、超低金利に対応するため、安全性や流動性を優先しつつも効率性を追求した資金運用を行う必要があることから、預金利子等の拡充を図ることを目的とするものです。

2 背景及び現状

市が保有する資金については、平成17年4月のペイオフ全面解禁に備え公金の保全を目的として制定されたペイオフ対策基準（平成17年2月16日付け市長決裁）に基づき、預入先の破綻時でも全額保護される決済性預金に預け入れておりますが、利子収入は一切ありません。このため、近隣自治体においては、普通預金に切り替え、利子収入を得る傾向にあります。

また、平成25年度までは国債での運用をしておりましたが、年々金利が下がり、利子収入が見込めなくなった平成26年度以降は国債の購入を取り止めています。

その後は、当該年度の償還額を上限とした定期預金のみで運用を行っておりますが、超低金利の影響から利子収入は年々減少しております。このような状況下において、県内を含め他の自治体では、債券による運用を行い、利子収入を得ているケースが見受けられます。

本方針の策定後、後述の「5 実施済事項」の(1)から(3)までについて制定及び設置を行うとともに、預入可能額の増加により定期預金の利子収入が増える見込みとなり、利息の得られる普通預金に切り替えたことで利子収入を得られるようになりました。しかしながら、相殺枠の範囲として确实性に重きを置く資金運用では、一定以上の利子収入は得られないことや、令和5年度第2回公金管理運用委員会の中で、本市においてもより積極的に資金運用を行っていくことで意見の一致があったので、本方針の目的である預金利子のさらなる拡充を図るため、本方針の見直しに至りました。

3 対象資金

本方針の対象となる資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金（以下「基金」といいます。）及び一時借入金とします。

4 資金の管理方法及び資金運用計画

元本の安全性を最優先としつつ、想定外の資金需要に備え、流動性の確保に配慮しながら管理及び運用に努めます。具体的には、各課から提出される収支予定表を基に資金の需給を把握し、計画的に運用を行います。

資金管理においては、安全性を確保しつつ、決済性預金から利子が得られる普通預金に移行します。

資金運用においては、支払準備金である歳計現金のうち比較的資金の余裕時期において、金額・期間を勘案し、定期預金を行います。

なお、基金については、基金の所管課から当該年度運用可能な金額・期間の依頼を受け、定期預金による運用を行い、また、効果的な運用が図れると判断される場合は債券運用を行います。

5 実施済事項

- (1) 草加市資金管理及び運用基準の制定
- (2) 草加市公金管理運用委員会の設置
- (3) 草加市債券運用指針の制定